

## (3) 幼稚園型Ⅱ

No.	名称	施設所在 市町村名	施設 設置主体	施設 施設類型	施設の年間実施 日数	幼稚園型Ⅱ									
						年間延べ利用見込者数 【自市町村分】									
						2歳児					1歳児				
						平日 休日	平日 休日 うち長時間 2時間 未満								
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
2															
3															
	計														

(記入上の注意)

- ③欄は、國立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園(新制度以外)、幼稚園(新制度)のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業(春季・夏季・冬季休暇等)中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
- ⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。
- ⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑩欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
- ⑪欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

## (4) 余裕活用型

利用見込児童数(年間延べ人数)										
No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	特別支援児童対象児童		利用者負担軽減			
					基本分	障害児 多胎児	合計	生民部非課税 世帯	生民部課税 世帯	その他の要支援 児童世帯
1				(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
2										
3										
4										
5										
計										

## (記入上の注意)

1. ②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該するものを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

4. ⑥～⑧欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。

5. ⑨～⑪欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。

6. ⑫欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

7. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

## (5) 居宅訪問型

利用見込児童数(年間延べ人数)									
No.	派遣元施設名称	設置主体	利用定員	事業実施月数	緊急一時預かり対象児童以外		緊急一時預かり対象児童		
					4時間以上	4時間未満	合計	4時間以上	4時間未満
1			(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
2									
3									
4									
5									
計									

## (記入上の注意)

1. ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行つた利用定員を記入すること。

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

4. ⑧～⑩欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用見込児童数を記入すること。

5. ⑪～⑬欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。

6. ⑭～⑯欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。

7. ⑰欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

8. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数			(延べ人数) 教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において本事業を利用する児童	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額			
				(月単位の延べ人数)								
				在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児	1号認定	2号認定						
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
2												
3												
4												
5												
計												

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
 

(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡つて利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

## 15. 病児保育事業

市町村名

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
<b>特定分</b>			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
<b>事業費合計</b>			
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
<b>一般分(改善分)</b>			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分(改善分)合計			

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の金額を記入すること。

(1)病児対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用員	利用定員	利用料金(1日当たり)	事業実施月数	利用員込月数(年間延人数)	うち送迎対応員込月童数(年間延人數)	送迎対応	看護師等雇用費	送迎員種別・人數(職員種別)(人數)	送迎方法	研修見込員数	研修参加職員数	普及定着促進費改修費等改修費	礼金及び賃借料	改善分の有無
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

当日キャンセル対応加算

No.	ダブルブッキングの防止策	年間キャンセル回数	対象経費の支出予定額	うち一般分(改善分)	うち特定分(基本分・加算分)	国庫補助基準額	うち特定分(基本分・加算分)	うち一般分(改善分)	㉕
	⑯	⑰	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
1									
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑥欄は、途中開始の場合には切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要な費用について、「看護師等雇用費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、送迎方法( )のいすれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑪欄は、自動車の値上げ、その他( )のいすれかを記入すること。(1人で複数の研修に参加する場合も「有」とすること)。
- ⑫欄は、送迎対応をして、タクシー、自動車の値上げ、その他( )のいすれかを記入すること。
- ⑬欄は、研修参加費用を計上する研修参加員込職員数を記入すること(該当する欄に「有」を記入すること)。
- ⑭欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑮欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
- ⑯欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
- ⑰欄は、利用者が複数か所に予約を行なう場合にのみ記入すること。
- ⑱欄は、ICTの活用等により専門の病児保育施設の空き状況を見る化している。
- ⑲欄は、予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
- ⑳欄は、電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
- ㉑欄は、病児保育施設が域内に1か所しかないために、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
- ㉒欄は、(⑯欄の「うち特定分(基本分・加算分)」と同額を記入すること)ただし、その額が(⑯欄の「対象経費の支出予定額」から(⑯欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額)を記入すること。
- ㉓欄は、(⑯欄の「うち特定分(基本分・加算分)」と同額を記入すること)ただし、その額が(⑯欄の「うち特定分(基本分・加算分)」から(⑯欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額)を記入すること。
- ㉔欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分)を記入すること。
- ㉕欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		①	②		
1					
2					
3					
4					
5					
計					

うち、市町村民税非課税世帯であつて、生活保護法、昭和25年法律第144号(に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していること市町村が認めた世帯の利用延べ人数)

(2) 病児対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用員	利用定員	利用料金(1日当たり)	事業実施月数	利用員込月数(年間延人数)	うち送迎対応員込月数(年間延人数)	送迎対応員	看護師等雇用費	送迎経費	送迎員種別・人數(職員)(人數)	送迎方法	研修参加見込員数	改修費等改修費	礼金及び賃借料	改善分の有無
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

当日キャンセル対応加算

No.	ダブルブッキングの防止策	年間キャンセル回数	対象経費の支出予定額	うち一般分(改善分)	国庫補助基準額	うち特定分(基本分・加算分)	うち特定分(基本分・加算分)	うち一般分(改善分)	うち一般分(改善分)
	⑯	⑰	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
1									
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑥欄は、途中開始の場合には切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要な費用について、「看護師等雇用費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、送迎方法( )のいすれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑪欄は、自動車の値上げ、その他( )のいすれかを記入すること。(1人で複数の研修に参加する場合も「有」とすること)。
- ⑫欄は、送迎対応をして、タクシー、自動車の値上げ、その他( )のいすれかを記入すること。
- ⑬欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(と並んで複数の研修に参加する場合も「有」とすること)。
- ⑭欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑮欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
- ⑯欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
- ⑰欄は、利用者が複数か所に予約を行なう場合にのみ記入すること。
- ⑱欄は、ICTの活用等により専内の病児保育施設の空き状況を見る化している。
- ⑲欄は、予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
- ⑳欄は、電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
- ㉑欄は、病児保育施設が域内に1か所しかないために、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
- ㉒欄は、(2)欄の「うち特定分(基本分・加算分)」と同額を記入すること。ただし、その額が(1)欄の「対象経費の支出予定額」から(2)欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額を記入すること。
- ㉓欄は、(1)欄が「有」とならない場合に、(2)欄の「対象経費の支出予定額」を記入すること。
- ㉔欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
- ㉕欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

名称		減免分加算適用(生活保護)延べ人数 うち、市町村民税非課税世帯であつて、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮している市町村が認めた世帯の利用延べ人数	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人數 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	⑥
No.	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
合計						

## (3)体調不良児対応型

①特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	利用見込児童数 (年間延人 数)	うち、送迎対応 対応見込児童数 (年間 延人數)	送迎対応 看護師等 雇上費	送迎経費	送迎方法	研修参加見込 職員数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
1												
2												
3												
4												
5												
計												

## (記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有(一般)」と記載すること。
- ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇用費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師・保健師又は助産師)の別、及び送迎経費を申請する際に同乗する人數を記入すること。
- ⑩欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。
- ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること)。
10. 一般分(改善分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載について、②～⑤欄は記載せず、⑥～⑯欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分(改善分)(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	利用見込児童数 (年間延人數)	利用見込児童数 (年間延人數)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
1								
2								
3								
4								
5								
計								

## (記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. 一般分(改善分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「①特定分」欄に記入すること。

## (4) 非施設型(訪問型)

No.	名称 ①	設置主体 ②	事業実施 月数 ③	利用料金 (1日当たり) ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

1. ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。  
 2. ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

## 16. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

市町村名

基本事業											
事業開始年月 ①	会員数			講習(24h以上)の実施			預かり手増加のための取組加算			提供会員の定着促進加算 ア 優先して調整 イ 早朝、夜間等に対応 ウ 搾取会員への助成 エ 工訪問実施 ⑯ ⑰ ⑯ ⑰	ひとり親家庭等への利用支援 市町村 ア 優先して実施する場合の加算 ⑲
	提供会員 ②	依頼会員 ③	両方会員 ④	合計 ⑤	支部数 ⑥	土日実施 加算 ⑧	前年度提供会員数 ・面方会員数 ⑩	増加人数 ⑪	増加割合 ⑫		
<b>基本事業</b>											
開設準備経費	利用件数(年間延べ数)			事業開始年月	利用件数(年間延べ数)			近隣市町村会員の受入	初年度体制整備 市町村 ⑩	対象費の支出予定額 国庫補助基準額 ③	③
改修費・備品購入費 ⑩	礼金及び賃借料 ⑪	預かり ⑫	送迎 ⑬	合計 ⑭	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑩

## (記入上の注意)

- ①欄は、基本事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
- ②～⑤欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数が逆になつてないか確認すること。
- ⑥欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まれないことに留意すること。
- ⑦欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「〇」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であつても「安全・事故」に關する講座を含まない場合には「〇」は記入できないことに留意すること。
- ⑧欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前練習会を合わせて年間30回以上実施した場合に「〇」を記入すること。なお、事前練習会には、アドバイサー等が立ち会わなければならないことに留意すること。
- ⑨欄は、出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
- ⑩～⑫欄は、提供会員・両方会員(依頼会員は対象外)を右記のとおり増やした場合に、⑪⑫いずれか該当する方を記入すること。(前年度の会員数 19人以下→2人以上増、20～99人→1割以上増、100人以上→20人以上増)
- ⑬欄は、地域子育て支援拠点との連携を実施する場合は「〇」を記入すること。
- ⑭欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、ひとり親家庭、低所得者、ダブルケア負担の世帯及び配慮が必要な子育て家庭等の全てに対し、いずれかの支援を行うこと。
- ⑮～⑯欄は、実施要綱(3)(2)のア～エのうち実施している支援について「〇」を記入すること。
- ⑰欄は、開設準備経費における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
- ⑱欄は、開設準備経費における経費を申請する場合は、「〇」を記入すること。
- ⑲欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。なお、送迎については、1人の提供会員が1回の環航で送りと迎えの両方を行った場合でも、送迎1件と計上。
- ⑳欄は、当てはまる場合に「〇」を記入すること。
- ㉑欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
- ㉒欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「〇」を記入すること。
- ㉓欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
- ㉔欄は、当てはまる場合に「〇」を記入すること。
- ㉕欄は、会員等で受け入れを定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。また、当該措置は⑰の「複数市町村での合同実施」とは別の制度であることに留意すること。
- ㉖欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

別表2

## 1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)

市町村名

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

## (記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化」「(3) 通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行ったためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
	か所	支援の単位 か所	
利用者支援事業			
放課後児童健全育成事業			
子育て短期支援事業			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

(記入上の注意)

1. ②欄は、(1) 業務のICT化を行ったためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を記入すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

		市町村名		
	事業名	事業所数 ①	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

(記入上の注意)

1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を記入すること。

別表1

## (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名									
事業名		総事業費	寄付金その他収入額	差引額	対象経費の支出し額	国庫補助基準額	運送額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
		① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円
I. 特定分									
延長保育事業									
放課後児童健全育成事業									
病児保育事業									
事業費合計									
低所得者減免分加算合計									
特定分 計									
II. 一般分									
利用者支援事業									
基本型及び特定型									
こども家庭センター型									
実費徴収に係る補足給付を行う事業									
日用品・文房具費等(教育・保育給付認定保護者)									
副食材料費(施設等利用給付認定保護者)									
多様な事業者の参入促進・能力活用事業									
新規参入施設等への巡回支援									
認定こども園特別支援教育・保育経費									
地域における小学校学年ごとの子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援									
放課後児童健全育成事業									
子育て短期支援事業									
短期入所生活援助事業									
夜間看護等事業									
乳児家庭全戸訪問事業									
養育支援訪問事業									
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業									
子育て世帯訪問支援事業									
児童育成支援拠点事業									
親子関係形成支援事業									
地域子育て支援拠点事業									
一時預かり事業									
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型									
幼稚園型I 及び幼稚園型II									
災害待機型									
病児保育事業									
子育て援助活動支援事業									
一般分 計									
III. その他分									
放課後児童健全育成事業									
一時預かり事業									
その他分 計									
合 計									

(記入上の注意)  
 1. ⑤欄には、交付要綱の第2編に定める基準額を記入すること。  
 2. ⑥欄は、(2)欄と(3)欄及び(4)欄を比較し、最も少ない額を記入すること。  
 3. ⑦欄には、(2)欄の額を記入すること。  
 4. ⑧欄には、(2)欄の額を記入すること。  
 5. ⑨欄の合計は、各事業部門の経費の変更を行つた上に当該金額を、それ以外の場合には(10)を記入すること。  
 6. ⑩欄には、差入額を記入すること。  
 7. ⑪欄には、差引額を記入すること。

別表1(別葉)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支払額	国庫補助基準額	運定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額
	(1) 円	(2) 円	(3)(1)-(2) 円	(4) 円	(5) 円	(6) 円	(7) 円	(8) 円	(9) 円	(10) 円	(11)(10)-(3) 円
<b>IV. 特別措置分</b>											
利用者支援事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳居家庭金戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
子育て世帯訪問支援事業											
児童育成支援拠点事業											
親子関係形成支援拠点事業											
地域子育て支援拠点事業											
子育て援助活動支援事業											
子育て支援分計											
総合計											

## (記入上の注意)

- 特別措置分表には、特別措置分のうち、1.地域子ども・子育て支援事業(令和5年度補正予算分)について記入すること。
- 5欄には、交付要継の第5欄に定める基礎額を記入すること。
- 6欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 8欄には、⑦欄の額に④を乗じて算出額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1(別葉)の特別措置分計上欄の額を合計した額を記入すること。

## 1. 利用料支払事由

項目	内容	支払額	対象支払額の割合	基準額
1. 基本費	(3)	0	0	3
2. 遠隔型	(1)+(2)	0	0	0
3. デジタル家庭センター型	0	0	0	0
4. モバイル家庭センター型	0	0	0	0
5. 小計(3)	0	0	0	0
6. 合計(1)-(3)	0	0	0	0
7. (記入者の名前)	(記入者の名前)	(記入者の名前)	(記入者の名前)	(記入者の名前)
8. (1)基本料	(1)基本料	(1)基本料	(1)基本料	(1)基本料
9. (2)月額料	(2)月額料	(2)月額料	(2)月額料	(2)月額料
10. (3)年額料	(3)年額料	(3)年額料	(3)年額料	(3)年額料
11. (4)年間料	(4)年間料	(4)年間料	(4)年間料	(4)年間料
12. (5)年間料	(5)年間料	(5)年間料	(5)年間料	(5)年間料
13. (6)年間料	(6)年間料	(6)年間料	(6)年間料	(6)年間料

12. A のおもな事項  
① 申込者は、契約者として被相手（一般家庭、幼稚園・保育園・認定こども園型）、被相手（高齢者・障がい者）、被相手（医療機関・公共交通機関）から当該申込の情報を譲り受けた場合、この申込は、月に2回の料金を支払うこと。

※申込者は、公的扶助を受けた場合は、月に2回の料金を支払うこと。

※申込者は、月に2回の料金を支払うことは月じゅうの料金を支払うこと。

3. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

4. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

5. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

6. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

7. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

8. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

9. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

10. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

11. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

12. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

13. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

12. A のおもな事項  
② 申込者は、契約者として被相手（一般家庭、幼稚園・保育園・認定こども園型）、被相手（高齢者・障がい者）、被相手（医療機関・公共交通機関）から当該申込の情報を譲り受けた場合、この申込は、月に2回の料金を支払うこと。

※申込者は、公的扶助を受けた場合は、月に2回の料金を支払うこと。

※申込者は、月に2回の料金を支払うことは月じゅうの料金を支払うこと。

3. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

4. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

5. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

6. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

7. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

8. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

9. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

10. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

11. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

12. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

13. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

12. A のおもな事項  
③ 申込者は、契約者として被相手（一般家庭、幼稚園・保育園・認定こども園型）、被相手（高齢者・障がい者）、被相手（医療機関・公共交通機関）から当該申込の情報を譲り受けた場合、この申込は、月に2回の料金を支払うこと。

※申込者は、公的扶助を受けた場合は、月に2回の料金を支払うこと。

※申込者は、月に2回の料金を支払うことは月じゅうの料金を支払うこと。

3. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

4. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

5. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

6. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

7. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

8. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

9. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

10. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

11. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

12. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

13. 基本料は、月に2回の料金を支払うこと。

(2) 特定区域  
○→施設入口 実施用  
△→施設の内部のみが対象の場合は、施設  
△+○→施設の内部と外部を含む場合は、施設

○→施設入口 実施用 △→施設の内部のみが対象の場合は、施設 △+○→施設の内部と外部を含む場合は、施設		△→施設の内部と外部を含む場合は、施設									
No.	名称	実施場所	事業主体	事業実施地	事業実施地 面積(㎡)	器具の配置 状況	器具の種類 台数	器具の材質 形状	器具の材質 形状	器具の材質 形状	器具の材質 形状
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
2	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
3	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝
4	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞
5	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞
6	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞
7	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞
8	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞
9	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞
10	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞
11	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞

(記入の仕様)  
1.「○」は、17人未満の者が入るることの多い施設を意味する。消費するものでなく、運営するものでない施設を意味する。

2.「△」は、飲食店、宿泊施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学習塾、学習センター等。

3.「△+○」は、飲食店、宿泊施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学習塾、学習センター等。

4.「△+○」は、飲食店、宿泊施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学習塾、学習センター等。

5.「△+○」は、飲食店、宿泊施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学習塾、学習センター等。

6.「△+○」は、飲食店、宿泊施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学習塾、学習センター等。

7.「△+○」は、飲食店、宿泊施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学習塾、学習センター等。

8.「△+○」は、飲食店、宿泊施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学習塾、学習センター等。

9.「△+○」は、飲食店、宿泊施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学習塾、学習センター等。

10.「△+○」は、飲食店、宿泊施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学習塾、学習センター等。

11.「△+○」は、飲食店、宿泊施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学習塾、学習センター等。



## 2. 延長保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 一般型(保育短時間認定)			
2. 一般型(保育標準時間認定)			
3. 訪問型(保育短時間認定)			
4. 訪問型(保育標準時間認定)			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. (2)(3)欄には、「(1) 一般型(保育短時間認定)」「(2) 一般型(保育標準時間認定)」「(3) 訪問型(保育標準時間認定)」「(4) 訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

## (1) 一般型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の 実施月数 ②	事業実施 月数 ③	延長時間 ④	平均対象 児童数 ⑤	短時間認定 在籍児童数 ⑥	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧
1				前 後 合算 ④	前 後 合 算 ⑤			
2				前 後 合 算 ④	前 後 合 算 ⑤			
3				前 後 合 算 ④	前 後 合 算 ⑤			
4				前 後 合 算 ④	前 後 合 算 ⑤			
計								

(記入上の注意)

1. 欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A・B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育(3人以下)」のいずれかを記入すること。
2. ②欄は、月途中開始の場合には月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3. ④欄は、実施要綱4.(1)④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が「名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例:前0.5 後0.5 合算1)

## (2) 一般型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の 実施月数 ②	事業実施 月数 ③	自園 調理等 ④	延長時間 ⑤	夜間保育 所 ※22時以降実施の場合は ~22時まで 22時以後 ⑥	平均対象児童数 ⑦	対象経費の 実支出額 ⑧	国庫補助 基準額 ⑨
1				前 後 合 算 ④	前 後 合 算 ⑤	前 後 合 算 ⑥	前 後 合 算 ⑦	前 後 合 算 ⑧	前 後 合 算 ⑨
2									
3									
4									
計									

(記入上の注意)

1. 欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育(4人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育(3人以下)」のいずれかを記入すること。
2. ②欄は、月途中開始の場合には月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3. ④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
4. ⑤～⑦欄は、実施要綱4.(1)④に基づく延長時間。
5. ⑧欄は、各月初日において在籍する延長時間認定児童数を記入すること。(小数点以下第1位を四捨五入)
6. 「夜間保育所」において保育所・認定こども園または事業所内(20人以上)を記入した場合に、⑥欄には22時以降の延長時間を記入した上で、⑤欄にはその合計時間を記入すること。
7. ⑨欄は、実施要綱4.(1)④に基づく平均対象児童数を記入すること。②欄において保育所・認定こども園または事業所内(20人以上)を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑨欄には22時までの平均対象児童数を、⑩欄には22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の類型の場合には、⑨欄には記入すること。

## (3) 訪問型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設の実施月数	事業実施月数	延長時間	年間延べ利用日数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	⑦
①	②	③	④	⑤	⑥			⑦
1			前	合算	前			
2			後	前	後			
3			前	合算	前			
4			後	前	後			
5			前	合算	前			
計			後	前	後			

(記入上の注意)

1. ②欄は、実施施設の実施月数について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。  
 2. ③欄は、月途中開始の場合は「月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。  
 3. ④欄は、実施要綱4.(2)(4)に基づき延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例: 前0.5 後0.5 合算1)  
 4. 事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

## (4) 訪問型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設の実施月数	事業実施月数	延長時間	年間延べ利用日数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	⑦
①	②	③	④	⑤	⑥			⑦
1			前	後	前			
2			後	前	後			
3			前	後	前			
4			後	前	後			
5			前	後	前			
計			後	前	後			

(記入上の注意)

1. ②欄は、実施施設の実施月数について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。  
 2. ③欄は、月途中開始の場合は「月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。  
 3. ④欄は、実施要綱4.(2)(4)に基づき延長時間を記入すること。

## 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

市町村名

	支給実績										国庫補助基準額	
	給食費(副食材料費)			教科費行事費等(給食費以外)			対象経費の実支出額					
	か所数	支給児童数(延月数)		か所数	支給児童数(延月数)		月数	人数	計	⑨		
①		月数	②		人数	③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩	
1号認定 (教育・保育給付認定)												
2号認定 (教育・保育給付認定)												
3号認定 (教育・保育給付認定)												
施設等利用給付認定												
合計												

(記入上の注意)

- ①及び⑤欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
- ②～④欄及び⑥～⑧欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること。(「合計」欄には、「支給児童数(延月数)」の「合計」欄に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数(延月数)」欄には、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」及び「施設等利用給付認定」それぞれの「小計」欄の合計を記載すること。

## 別表2

## 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村名

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援			
合計			

(記入上の注意)

- 1 ②③欄には、1～3の項目における対応する欄の金額を記入すること。  
 2 3の①欄には、「(3)地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10ヶ月分支給した場合には350と記入すること。

## (1) 新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

1. ②欄には、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。  
 2. ③欄には、月途中開始の場合は1ヶ月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称 ①	施設類型 ②	対象児童数 (年間延数) ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、以下から該当するものを記入すること。  
 ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、キ. 保育所型、ク. 地方裁量型
- ③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人…… の場合、3人+4人+5人+…の合計値)  
 また、途中開始の場合には、1月末満の部分については切り捨てて記入すること。

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No.	集団活動事業名 ①	対象幼児 数(単位: 人・月) ②	事業単価額 ③	集団活動運営 者名(法人類 型含む) ④	集団活動実施 場所の市町村 名 ⑤	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(記入上の注意)

1. 本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。  
2. ②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例:5人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

別表2

## 5. 放課後児童健全育成事業

## I. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

## (記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

## II. 一般分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価審査推進事業	円	円
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円
災害時放課後児童クラブ利用料支援事業	円	円
合計	円	円

## (記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

## III. その他分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事 業	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賃金改善)	円	円
合計	円	円

## (記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

別表2

## I. 特定分

(1) 開所日数250日以上  
(ア) 開所日数250日以上

市町村名

事業所名 (クラフ名)	職員配置 の区分	開所状況										児童の数が10人未満 実施している 小学校区内 において唯一 の支援の単 位である場合 も家庭庁 長官が認 める場合	国庫補助 基準額 円	
		平日分					長期休暇等分							
		年間開所 日数(a)	開所日数 対象 日数 (a)-250	日 長時間 開所時間 対象 時間数 (6)	時間 長時間 開所時間 対象 時間数 (7)	時間 長時間 開所時間 対象 時間数 (8)	人 児童の 数 (10)	人 山間地、 漁業集 落、及び離 島(11)	人 その他のこど も家庭庁 長官が認 める場合 (12)	分割 新規開所 年月日 (14)	途中閉所 年月日 (15)	対象経費の 実支出額 (16)		
1				~		~								
2				~		~								
3				~		~								
4				~		~								
5				~		~								
6				~		~								
7				~		~								
8				~		~								
9				~		~								
10				~		~								
合計(　か所)														

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. ②欄は、以下のア～オのいずれかから該当する区分を選択すること。

ア. 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員1名のみ配置した場合

イ. 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員1名のみ配置した場合

ウ. 設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合

エ. 設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合

オ. 設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合

3. ③欄は(ア)の別紙2の⑧を記載すること。(1分未満切り捨て)

4. ⑥及び⑧欄は、「平日」と「長期間休暇等」における平均開所時間数を記入すること。(例:3時間10分⇒3.16)

5. ⑦及び⑨欄は、数字で記載し、小数点第3位を切り捨てる。

6. ⑩欄は各月初日の児童の数の年間平均を記載すること。(例:別紙の(4)を転記すること)。

7. ⑪欄は、年度の途中に「〇」を記入すること。なお、過年度に承認された支援の単位については、承認事由に該当するものに〇を記入すること。

8. ⑫及び⑯欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

会員登録  
新規登録  
会員登録  
会員登録

(1) 施設利用履歴(50日以上)の累積1回目(累積の数)

施設名 (クラブ名)		累積の数													
①	②	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	施設平均 累積の数
1														0人	0人
2														0人	0人
3														0人	0人
4														0人	0人
5														0人	0人
6														0人	0人
7														0人	0人
8														0人	0人
9														0人	0人
10														0人	0人
合計( 50件)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(記入上に注意)

1. 2箇目の既往の数は各月毎日の医療施設基準算出元の他の既往の数を記入すること。

2. (ア)既往日数(50日以上)の累積2.延べ利用児童数及び開所日数

施設名 (クラブ名)		延べ利用児童数及び開所日数													
①	②	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	利用児童数 開所日数
1	0													0人	0人
2	0													0人	0人
3	0													0人	0人
4	0													0人	0人
5	0													0人	0人
6	0													0人	0人
7	0													0人	0人
8	0													0人	0人
9	0													0人	0人
10	0													0人	0人
合計( 50件)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(記入上に注意)

1. ⑤の延べ利用児童数は各自の延べ利用児童数を記入すること。

2. ⑥の開所日数は各月に開所した日数を記入すること。

3. ⑨他の既往の数は各月の医療施設基準算出元の他の既往の数を記入すること。

別表2  
(イ) 放課後児童健全育成事業  
(イ) 開所日数200日～249日

事業所名 (クラブ名)	職員配置 の区分	開所状況				利用者に対する 二～三次調査 調査条件	児童の数が10人未満 実施している場合 山間地、 漁業集落へ老地 及び離島	分割 対象総費の 実支出額	途中開所 年月日	新規開所 年月日	対象経費の 国庫補助 基準額					
		年間開所 日数	支援加算 対象日数	長期休暇 平日分	長期休暇等分 開所時間											
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1			日	~	~	~	人	人	人	~	~	~	~	~	~	~
2					~	~										
3					~	~										
4					~	~										
5						~										
6						~										
7						~										
8						~										
9						~										
10						~										
合計(　か所)																

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. ②欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区を選択すること。  
ア、原則：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員(常勤職員に限る。)を2名以上配置した場合

イ、原則：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員等を配置した場合

ウ、設備運営基準に基づく放課後児童支援員名のみ配置した場合

エ、設備運営基準に基づく補助員を1名以上配置した場合

オ、設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合

3. ③の欄は(イ)の別紙2の⑧を該当すること。

4. ⑤及び⑦欄は、平日と長期休暇等における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨てて記入)

5. ⑥欄は、数字で記載し、小数点第3位を四捨五入すること。(例：3時間10分⇒3.16)

6. ⑧欄は各月初日の児童の数の年間平均を記載すること((イ)の別紙1の③を転記すること)。

7. ⑨欄は、次の条件を満たしている場合に「〇」を記入すること。

8. ⑩欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。

9. 「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。

10. ⑪、⑫及び⑬欄は該当するものの「〇」を記入すること。なお、(イ)欄は支援された支援の単位に該当するものに〇を記入すること。

11. ⑭欄及び⑮欄は、新規開所又は途中開所する(いた)年月日を記入すること。

12. ⑯欄及び⑰欄は、新規開所又は途中開所する(いた)年月日を記入すること。

## 1. 汎用分

(1) 月別後半実績と前半予測の比較表

(2) 月別前後半実績との比較表

市町村名\_\_\_\_\_

事業所名 (ラブ名)	見込みの数												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													0人
3													0人
4													0人
5													0人
6													0人
7													0人
8													0人
9													0人
10													0人
合計(か所)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(記入上の注意)

1. ②欄の見當の数を各月初日の国庫補助基準額算定の際の見當の数を記入すること。

(イ) 開所日数200日～249日の別紙2

事業所名 (ラブ名)	延べ利用者数及び開所日数												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2	0	0											0人
3	0	0											0人
4	0	0											0人
5	0	0											0人
6	0												0人
7	0												0人
8	0												0人
9	0												0人
10	0												0人
合計(か所)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(記入上の注意)

1. ⑤の延べ利用者数は各月の延べ利用日数を記入すること。

2. ⑥の開所日数は各月に開所した日数を記入すること。

3. ⑨欄の見當の数と別紙1の各欄の見當の数を記入すること。

別表2

(2) 放課後子ども環境整備事業  
(ア) 放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)		事業内容						市町村行動計画策定の有無			対象経費の実支出額			国庫補助基準額	
事業実施場所	新規開設の有無	改修	備品購入等	開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施	該当するものに○を記入すること	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	

## (記入上の注意)

1. ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場合(例: 小学校の余裕教室・児童館・保育所等)を記入すること。  
 2. ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。  
 3. ④欄は、放課後子供教室と一目的的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型(放課後児童対策パッケージ)における校内交流型と同義)の目標事業量等を記載している場合に○を記入すること。

## (イ) 放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(クラブ名)		事業内容						市町村行動計画策定の有無			対象経費の実支出額			国庫補助基準額	
事業実施場所	新規開設の有無	開所準備経費	一体型の実施	幼稚園、認定こども園等における施設の有無(新規クラブ)	防災対策の実施	該当するものに○を記入すること	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	

## (記入上の注意)

1. ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場合(例: 小学校の余裕教室・児童館・保育所等)を記入すること。  
 2. ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。  
 3. ④欄は、放課後子供教室と一目的的に実施する場合又は幼稚園、認定こども園等を活用する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型(放課後児童対策パッケージ)における校内交流型と同義)の目標事業量等を記載している場合に○を記入すること。

別表2

(2) 放課後子ども環境整備事業  
(ウ) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	(1) 円	(2) 円
1		
2		
3		
4		
5		
合計	か所	

(工) 倉庫設備整備事業

事業所名(クラブ名)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	(1) 円	(2) 円
1		
2		
3		
4		
5		
合計	か所	

別表2

## (3) 放課後児童クラブ支援事業

## (ア) 障害児受入推進事業

市町村名

事業所名（クラブ名）	事業実施月数 ①	対象経費の 実支出額 ② ヶ月	国庫補助 基準額 ③ 円	市町村名 ④ 円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（か所）				

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

## 別表2 放課後児童クラブ支援事業

市町村名					
(イ) 放課後児童クラブ支援事業(賃借料補助)(リース料を除く)					
事業所名(クラブ名)	事業実施場所	事業実施月数	市町村行財計 額(年間補助 基準額)	対象経費の 支払額	支払額
①	②	③	④	⑤	⑥
1		ヶ月			
2					
3					
4					
5					
合計(か所)					

## (記入上の注意)

1. 1場合は、支払の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブ」「〇〇クラブB」「〇〇クラブC」等と区分して記入すること。  
 2. 2場合は、放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 学校の施設、公民館内)を記入すること。  
 3. 3場合は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

## (イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(賃借料補助)(リース料契約分)

市町村名					
(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(賃借料補助)(リース料契約分)					
事業所名(クラブ名)	事業実施場所	事業実施月数	市町村行財計 額(年間補助 基準額)	対象経費の 支払額	支払額
①	②	③	④	⑤	⑥
1		ヶ月			
2					
3					
4					
5					
合計(か所)					

## (記入上の注意)

1. 1場合は、支払の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブ」「〇〇クラブB」「〇〇クラブC」等と区分して記入すること。

2. 2場合は、放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 学校の施設、公民館内)を記入すること。  
 3. 3場合は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

## (イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(移転開通費用補助)

市町村名					
(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(移転開通費用補助)					
事業所名(クラブ名)	移転前	移転後	対象経費の 支払額	支払額	年間補助 基準額
①	②	③	④	⑤	⑥
1					
2					
3					
4					
5					
合計(か所)					

## (記入上の注意)

1. 1場合は、支払の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブ」「〇〇クラブB」「〇〇クラブC」等と区分して記入すること。  
 2. 2. 3場合は、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 学校・アパート等)を記入すること。

別表2

(イ) 放課後児童クラブ支援事業  
(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (土地借料補助)

市町村名

事業所名 (クラブ名)	実施主体	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計 ( か所)			

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名 (クラブ名)	100人以上の 待機児童発生 の有無	事業実施月数 ヶ月	対象経費の 実支出額 円	国庫補助 基準額 円
①	②	③	④	⑤
1				
2				
3				
4				
5				
合計 ( か所)				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. ②欄には、待機児童が100人以上発生している市町村に所在するクラブの場合に「〇」を記入すること。

3. ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。